

「虐待防止、不適切ケア・グレーゾーンについて（実態調査）」結果の概要と総括

2024年2月22日

公益社団法人日本介護福祉士会

会長 及川 ゆりこ

令和3年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定において、全サービス事業者を対象に高齢者・障害者虐待防止の推進が義務付けられました。令和5年度末をもって経過措置期間が終了するため、現状及びどのような取組がなされているのかを把握することを目的に、運営サポーターを対象とする調査を実施しましたのでご報告いたします。

【主な結果の概要】

1. 虐待防止、身体拘束適正化のための体制づくりは進められている

法令に規定された、虐待の発生・再発を防ぐための／身体拘束適正化のための委員会の設置、指針等の整備、研修の実施、担当者・責任者の配置などは、8割前後の施設・事業所において取り組まれている。

一方で、研修の実施を除いて、「分からない」との回答が1割程度あり、こうした体制づくりの状況が従事者に伝わっていない可能性が示唆された。

2. 不適切ケアやグレーゾーンに対する理解は概ねされており、そうした事例を見聞きしたり、関わったりした経験を有している人が多い

回答者の8割以上が、不適切ケアや表面化していない虐待、その周辺のグレーゾーンにある行為を理解している。そのうちの8割以上が、そうした事例を見聞きしたり、関わったりした経験を有しており、言葉による身体的・精神的な行動抑制、声かけや言葉遣い等のコミュニケーション上のもの、障害や疾患等に対する理解不足によるもの、介助や介護上の不適切な対応などの具体的な事例が挙げられた。

不適切ケアやグレーゾーンにある行為について「理解していない」と回答した方でも、虐待につながってしまうのではないかと感じた事例として、上述のコミュニケーション上のものや、介助や介護上の不適切な対応を挙げている。

3. 職場において、虐待防止に関する取組が様々行われている

職場で行われている虐待防止の取組として、ご本人・ご家族の理解を得たうえでのカメラの設置や巡回等により第三者の目を入れること、話や意見をする機会の確保等の閉鎖的な環境としない取組、日常的な情報共有を通じた虐待防止の意識形成やよりよいケアの模索、研修や事例検討会等による学習や意識醸成の機会の内容等、様々な具体的な取組が挙げられた。

【総括】

- ・ 不適切ケアやグレーゾーンにある行為については、施設・事業所で虐待防止や身体拘束適正化に関する研修は行われているものの、認識不足や判断の難しさがあることから、理解を促進するための取組が求められる。
- ・ 虐待だけでなく不適切ケアやグレーゾーンにある行為を防止するため、さらには、適切なケア、よりよいケアの実践に向けて、日本介護福祉士会として、倫理綱領の理解促進等による介護職の倫理観の向上、虐待防止に向けた意識の醸成などの取組を推進していくことが望まれる。